政　令

統計法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和三年十二月八日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第三百二十四号

統計法施行令の一部を改正する政令

内閣は、統計法（平成十九年法律第五十三号）第十六条の規定に基づき、この政令を制定する。

統計法施行令（平成二十年政令第三百三十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一備考第二号を削り、同表備考第三号中「前二号」を「前号」に改め、同号を同表備考第二号とし、同表備考中第四号を第三号とし、第五号から第七号までを一号ずつ繰り上げ、同表備考第八号中「第四号」を「第三号」に改め、同号を同表備考第七号とし、同表備考中第九号を第八号とする。

附　則

この政令は、令和四年四月一日から施行する。

総務大臣　金子　恭之

内閣総理大臣　岸田　文雄

道路法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和三年十二月八日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第三百二十五号

道路法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、道路法等の一部を改正する法律（令和二年法律第三十一号）の一部の施行に伴い、並びに道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十七条第九項、第四十八条の二十二第四項及び第九十七条の二、道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第五十四条第一項並びに高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第二十五条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

（道路法施行令の一部改正）

第一条　道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）の一部を次のように改正する。

第一条の二第一項第十九号及び第一条の三第二項第四号中「第四十八条の五十」を「第四十八条の六十四」に改める。

第一条の七第三項の表四の項中「第四十七条の七第一項」を「第四十七条の十七第一項」に、「第四十七条の十八第一項」を「第四十七条の四十六第一項及び第三項、第四十八条の四十七、第四十八条の四十八第一項から第三項まで、第四十八条の四十九から第四十八条の五十一まで」を「第四十八条の六十第一項及び第三項、第四十八条の六十一、第四十八条の六十二第一項から第三項まで、第四十八条の六十三から第四十八条の六十五まで」に改め、同表六の項中「第四十七条の八第二項」を「第四十七条の十八第二項」に改め、同表八の項中「第四十七条の五第一項」を「第四十七条の十五第一項」に改め、同条第四項の表三の項中「第四十七条の四、第四十七条の五第二項、第四十七条の七第一項、第四十七条の八第一項」を「第四十七条の十四、第四十七条の十五第二項、第四十七条の十七第一項、第四十七条の十八第一項」に、「第四十八条の五十」を「第四十八条の四十九第二号、第四十八条の六十四」に改め、同表四の項中「第四十七条の八第二項」を「第四十七条の十八第二項」に改め、同表九の項中「第四十七条の五第一項」を「第四十七条の十五第一項」に改め、同条第六項の表一の項中「第二十条第一項」の下に「、第四十七条の十二第三項」を加え、同表九の項中「第四十七条の四、第四十七条の五第二項、第四十七条の七第一項」を「第四十七条の十四、第四十七条の十五第二項、第四十七条の十七第一項、第四十七条の十八第一項」に、「第四十八条の五十」を「第四十八条の四十九第二号、第四十八条の六十四」に改め、同表十一の項中「第四十七条の八第二項」を「第四十七条の十八第二項」に改め、同表十七の項中「第四十七条の五第一項」を「第四十七条の十五第一項」に改め、同条第七項中「第四十七条の七第一項、第四十七条の八第一項」を「第四十七条の十七第一項、第四十七条の十八第一項」に改め、同条第八項の表二の項中「第四十七条の四、第四十七条の五第二項」を「第四十七条の十四、第四十七条の十五第二項」に改め、「第四十八条の二十九の五第一項」の下に「、第四十七条の十二第三項」を加え、同表四の項中「第三項」の下に「、第四十七条の十二第三項」を加える。

第三条の二第一項中「第四十一条第二項第九号」を「第四十一条第二項第十七号」に改める。

第四条第一項第二十号中「第四十七条の五」を「第四十七条の十五」に改め、同項第二十三号中「第四十七条の四第一項」を「第四十七条の十四第一項」に改め、同項第二十四号中「第四十七条の八第一項」を「第四十七条の十八第一項」に改め、同項第三十六号中「第四十八条の五十」を「第四十八条の六十四」に改める。

第四条の二第一項第八号中「第四十七条の五第一項」を「第四十七条の十五第一項」に改め、同項第十一号中「第四十八条の四十六第一項」を「第四十八条の六十第一項」に改め、同項第十二号中「第四十八条の四十八第一項」を「第四十八条の六十二第一項」に改め、同項第十三号中「第四十八条の四十九」を「第四十八条の六十三」に改め、同項第十四号中「第四十八条の五十」を「第四十八条の六十四」に改める。

第五条第五号中「第四十七条の八第二項」を「第四十七条の十八第二項」に改め、同条第六号中「第四十七条の十二」を「第四十七条の二十一」に改める。

第六条第一項第一号中「第四十七条の八第一項」を「第四十七条の十八第一項」に改め、同条第二項第一号中「第四十七条の八第一項」を「第四十七条の十八第一項」に改め、同項第三号中「第四十八条の四十六第一項」を「第四十八条の六十第一項」に、「第四十八条の四十八第三項」を「第四十八条の六十二第三項」に改め、同条第五項第五号中「第四十七条の八第一項」を「第四十七条の十八第一項」に改め、同項第八号中「第四十八条の五十」を「第四十八条の六十四」に改め、同条第六項第一号及び第十項中「第四十八条の四十六第一項」を「第四十八条の六十第一項」に、「第四十八条の四十八第三項」を「第四十八条の六十二第三項」に改める。

第十九条第一項、第十九条の二第一項及び第十九条の三の二中「第四十八条の五十」を「第四十八条の六十四」に改める。

第三十五条の五中「第四十七条の六第一項」を「第四十七条の十六第一項」に改める。

第四十一条第二項中第十七号を第二十五号とし、第六号から第十六号までを八号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の八号を加える。

六　法第四十八条の四十六第一項の規定により指定登録確認機関を指定すること。

七　法第四十八条の四十八第一項又は第三項の規定により公示し、及び同条第二項の規定による届出を受理すること。

八　法第四十八条の五十二第一項の規定により認可をし、及び同条第三項の規定により登録等事務規程を変更すべきことを命ずること。

九　法第四十八条の五十四の規定により道路交通管理業務に関し監督上必要な命令をすること。